

# 青森県立五所川原農林高等学校 父母と教師の会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は青森県立五所川原農林高等学校父母と教師の会という。

第2条 この会は青森県立五所川原農林高等学校内におく。

## 第2章 目的

第3条 この会は次の諸項を目的とする。

1. 学校と家庭との緊密な連絡をはかり生徒の福祉を増進する。
2. 生徒及び教師の厚生施設並びに学校の教育的環境の整備をはかる。
3. よい教師、よい父母となる為に現職教育、成人教育を実施する。
4. この地域における社会教育の振興につとめる。
5. 公教育費を充実することにつとめる。

## 第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉の為活動する他の団体並びに機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱらの営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会は、又この会の役員の名において、公私の選挙の候補者を推薦しない。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員は生徒の父母（又はこれに代わる人）及教職員ならびに本会の趣旨に賛同する者とし、会員はすべて平等の権利と義務を持ち会費を納めるものとする。

## 第5章 役員及び選出

第6条 この会の役員は次のとおりとする。

1. 会長1名
2. 副会長3名
3. 理事若干名
4. 監事3名
5. 会計2名
6. 書記2名

別に顧問を委嘱することができる。

第7条 役員は総会において選出し、その任期は1か年とする。ただし再任は妨げない。

## 第6章 役員の任務

第8条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は会務を総理し、この会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、この会の活動計画を審議する。
4. 監事は、この会の会計、出納を監査する。
5. 会計・書記はそれぞれ会計庶務を処理する。

## 第7章 会議

第9条 総会は年1回開催し、次の案件を討議する。

1. 庶務報告 2. 決算の承認 3. 予算の審議 4. 規約の改廃 5. 役員を選出  
会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。すべて会議は出席者の過半数をもって決する。

第10条 役員会は総会につぐ会議で、会長の召集により随時開く。ただし、役員の過半数以上の請求があった場合も召集することができる。

役員会は次の事項を討議する。

1. 会の活動計画 2. 総会で討議すべき事項  
3. 予算内の更生 4. 他団体との提携事項

第11条 この会は学年部会、各地区部会、生徒指導部会、母親部会、五農PTAきらきら栽培計画部を設ける。各部会委員及び委員長は会長が委嘱する。ただし各部会の規約は別に定めるものとする。

## 第8章 会計

第12条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第13条 会費は普通会費と特別会費とし、普通会費は年額3,000円とする。新会員は入会と同時に入会金2,000円を納付する。

第14条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 附則

本規約は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することが出来ない。

本規約は、昭和54年4月9日より改正実施する。

本規約は、平成 3年4月8日より一部改正実施する。

本規約は、平成19年4月7日より一部改正実施する。